

鈴鹿市上下水道局公告第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により次のとおり鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（令和元年鈴鹿市上下水道局管理規程第6号）第6条の規定により公告する。

令和8年4月3日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥美良雄

名称	所在地	指定年月日
有限会社後藤工作所	伊賀市阿保670番地の6	令和8年3月31日